

令和３年度 通関士本試験

関税法，関税定率法その他関税に関する法律及び
外国為替及び外国貿易法（第６章に係る部分に限る。）

解答・解説

※この解答は，令和３年７月１日施行法令に基づき作成しています。

〈令和3年度 関税法・関税定率法その他 解答&難易度〉

《配点》

選択式	語群選択式	第1問～第5問（各5点）	25点
	複数選択式	第6問～第15問（各2点）	20点
択一式		第16問～第30問（各1点）	15点
合計			60点

【選択式】語群選択式：5点×5問（1箇所1点）

問	項 目	正 解		ランク
第1問	定義	イ	⑬	A
		ロ	⑧	
		ハ	⑫	
		ニ	⑤	
		ホ	⑪	
第2問	延滞税	イ	③	C
		ロ	①	
		ハ	⑮	
		ニ	⑨	
		ホ	⑭	
第3問	輸入の許可前における貨物の引取り	イ	⑭	B
		ロ	②	
		ハ	④	
		ニ	⑧	
		ホ	⑪	
第4問	保税地域	イ	⑨	A
		ロ	⑮	
		ハ	⑧	
		ニ	②	
		ホ	⑫	
第5問	特恵関税制度	イ	⑩	A
		ロ	⑥	
		ハ	⑬	
		ニ	⑦	
		ホ	③	

【選択式】複数選択式：2点×10問（解答のすべてが正解した場合のみ）

問	項 目	正 解	ランク
第6問	適用法令	3, 4, 5	C
第7問	関税の確定及び納付	2, 3, 5	B
第8問	関税の納期限	1, 3, 5	C
第9問	輸出通関	2, 3, 4	C
第10問	輸入通関	2, 3	A
第11問	特例輸入者・特定輸出者	1, 3	A
第12問	関税の軽減, 免除又は払戻し	3, 4	B
第13問	課税価格の決定の原則	1, 3, 5	A
第14問	輸出貿易管理令	1, 3	C
第15問	輸入してはならない貨物	2, 4, 5	A

【択一式】1点×15問

問	項 目	正 解	ランク
第16問	納税義務者	2	A
第17問	修正申告・更正の請求・更正・決定	3	A
第18問	担保の提供・関税の徴収	5	A
第19問	輸出通関	4	B
第20問	輸入通関	2	A
第21問	保税運送	3	A
第22問	関税の軽減又は免除	2	C
第23問	課税価格の計算	3	A
第24問	関税率表解釈通則	2	A
第25問	輸入貿易管理令	5	B
第26問	不服申立て	2	A
第27問	罰則	1	C
第28問	N A C C S 法	3	C
第29問	輸出してはならない貨物	1	A
第30問	不当廉売関税	1	B

A：できてほしい問題

B：中間レベルの問題

C：難易度の高い問題

【選択式】

（語群選択式）

第1問 正解 イー⑬ ロー⑧ ハー⑫ ニー⑤ ホー⑪

（関税法2条1項3号，4号，7号，15条の3第1項，施行令13条の3）

第2問 正解 イー③ ロー① ハー⑮ ニー⑨ ホー⑭

（関税法12条3項，4項，6項，8項1号）

第3問 正解 イー⑭ ロー② ハー④ ニー⑧ ホー⑪

（関税法73条1項，2項，7条の17）

第4問 正解 イー⑨ ロー⑮ ハー⑧ ニー② ホー⑫

（関税法34条の2，40条2項，43条の3第1項，45条）

第5問 正解 イー⑩ ロー⑥ ハー⑬ ニー⑦ ホー③

（暫定措置法施行令27条1項，4項，29条）

（複数選択式）

第6問 正解 3, 4, 5

- 1 × 総合保税地域に置かれた外国貨物で、総合保税地域に3月を超えて置くことが承認されたものについては、**輸入申告の日**の法令を適用する（関税法5条）。
- 2 × 保税地域に置くことが困難であると認め、税関長が期間及び場所を指定して保税地域以外の場所に置くことを許可した外国貨物で亡失したものについては、**亡失の時の属する日**の法令を適用する（4条1項4号、5条1号）。
- 3 ○ 輸入の許可を受けないで輸入された貨物（輸入申告があったもの及び公売に付され、又は随意契約により売買されるものを除く。）については、当該**輸入の時の属する日**の法令を適用する（4条1項8号、5条、1号）。
- 4 ○ 同一品目について基本税率と暫定税率がある場合においては、**暫定税率が適用**される（定率法基本通達3-1(1)）。
- 5 ○ 輸入貨物が、**特別特惠受益国**の原産品であり、かつ、経済連携協定の締約国の原産品である場合、輸入者は、原産地の証明等の必要な手続を行うことにより、特別特惠税率又はその経済連携協定税率のいずれかの税率の適用を受けることを**選択することができる**（暫定措置法施行令10条の2、25条4項の項名3）。なお、一般特惠受益国の原産品の場合であって、経済連携協定税率が特惠税率以下であるときは、特惠税率の適用は除外され、経済連携協定税率が適用される。

第7問 正解 2, 3, 5

- 1 × 国際的な運動競技会において使用される物品として関税定率法17条1項（再輸出免税）の規定により、その関税の免除を受けて輸入された貨物が、個人的な使用に供することとなったことにより徴収する関税額の確定については、**賦課課税方式**が適用される（関税法6条の2第1項2号ニ）。
- 2 ○ 課税標準となるべき価格が20万円以下の郵便物であっても、その郵便物を輸入しようとする者から当該郵便物につき関税法67条の申告を行う旨の**申し出があった場合には**、当該郵便物に対する関税の確定については、**申告納税方式**が適用される（76条3項）。
- 3 ○ 申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を輸入しようとする者は、関税法67条の規定に基づく輸入申告書に、当該貨物に係る課税標準のほか、その税額その他必要な事項を記載して、これを税関長に提出することによって、当該貨物に係る関税の**納付に関する申告をしなければならない**（67条）。
- 4 × 関税定率法8条1項の規定により、貨物、当該貨物の供給国及び期間を指定し、当該指定された供給国に係る当該指定された貨物で当該**指定された期間内に輸入**されるものについて課される不当廉売関税の額については、**申告納税方式**が適用される（6条の2第1項1号）。なお、**調査期間内に輸入**されたものに対して**遡及**して課される不当廉売関税の額については、賦課課税方式が適用される（6条の2第1項2号ハ、定率法8条2項、16項）。
- 5 ○ 税関長は、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入する貨物に対する関税に係る決定をする場合には、賦課決定通知書又は納税告知書の送達に代えて、税関職員に**口頭**で当該決定の通知をさせることができる（関税法8条4項）。

第8問 正解 1, 3, 5

- 1 ○ 税関長は、災害その他やむを得ない理由により、関税の納期限までに当該関税の納付をすることができないと認める場合には、財務大臣が当該理由に係る**地域及び期日を指定する前**であっても、**納税者の申請**により、期日を指定して当該納期限を延長することができる（関税法2条の3、施行令1条の4第3項）。
- 2 × 特例輸入者が、期限内特例申告書を提出し、かつ、その特例申告に係る関税を納付すべき期限に関し、特例申告書の提出期限までにその延長を受けたい旨の申請書を税関長に提出した場合において、当該期限内特例申告書に記載した**関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提出したときは**、当該税関長は、当該関税額が提供された担保の額を超えない範囲内において、当該納付すべき期限を2月以内に限り延長することができる（関税法9条の2第3項）。関税法7条の8第1項の規定による担保（「保全担保」）の提供の必要がないと認めるときであっても、**納期限の延長を受けるためには担保の提供が必要**である。
- 3 ○ 特例輸入者は、特例申告書の**提出期限後に特例申告**を行った場合には、当該特例申告に係る関税に併せて、特例申告書の提出期限の翌日から当該関税を納付する日までの日数に応じた**延滞税を納付しなければならない**（12条1項、9項1号）。
- 4 × 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取った貨物に係る関税につき、関税法7条の17の規定による税関長の通知を受けた者は、その通知の書面に記載された税額に相当する関税を、当該通知が**発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない**（9条2項3号）。
- 5 ○ 納税者は、関税を納付すべき外国貨物について、関税法9条の5第1項の規定により関税の納付を委託する場合においては、同法9条の6第1項に規定する**納付受託者がその委託を受けた後であれば**、当該納付受託者が当該関税を納付する前であっても、**輸入の許可を受けることができる**（72条）。

第9問 正解 2, 3, 4

- 1 × 輸出の許可を受けた後において、外国貿易船に積み込まれた当該輸出申告に係る貨物の一部がその船舶の出航前、かつ、船荷証券の発行前に船卸しされた場合には、当該貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更を申請できる（関税法基本通達67-1-13, 67-1-14）。**特定輸出者の場合にこれができない旨の規定はない。**
- 2 ○ 仮に陸揚げされた外国貨物を当該外国貨物に係る船荷証券における陸揚港に向けて送り出そうとするときは、当該外国貨物が外国為替及び外国貿易法48条1項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものである場合を除き、関税法75条に規定する**積戻しの許可**を受けることを要しない（関税法75条, 基本通達21-2(1)）。
- 3 ○ 輸出の許可を受けた貨物（関税法30条1項（外国貨物を置く場所の制限）に規定する特例輸出貨物を除く。）の全部について、外国貿易船に積み込む前にその輸出が取止めになり、これを国内に引き取る場合には、輸入貿易管理令の規定による**輸入の承認を必要とせず**、かつ、その引取りに係る輸入申告書への**仕入書の添付を省略することができる**（67-1-15(2)本文, ロ）。
- 4 ○ 特定委託輸出者は、特定委託輸出申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船に積み込もうとする開港までの間において**一の特定保税運送者**に一貫して運送させることされているが、当該貨物が**輸出許可を受けた後は、他の特定保税運送者**により運送させることができる（67の3-2-2）。
- 5 × 特定輸出者は、特定輸出申告を行って輸出の許可を受けた場合に、当該特定輸出申告に関して作成した仕入書について**税関長に提出したときは、当該仕入書の写しを保存する必要はない**（施行令59条の12第4項, 5項）。

第10問 正解 2, 3

- 1 × 税関長は、原産地について直接又は間接に偽った表示がされている外国貨物については、その原産地について偽った表示がある旨を輸入申告をした者に通知し、その者の選択により、その表示を消させ、若しくは訂正させ、又は当該貨物を積み戻させなければならない（関税法71条2項）。消すか訂正すれば積み戻す必要はない。
- 2 ○ 外国貿易船に積み込んだ状態で輸入申告をすることが必要な貨物については、他の貨物と混載することなくその状態で関税法67条の検査及び許可を受けようとする場合において、その貨物の性質、形状及び積付けの状況が当該検査を行うのに支障がなく、かつ、輸入の許可を受けるために当該貨物を保税地域に入れることが不適当と認められるときは、税関長の承認を受けて、**当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長**に対して輸入申告をすることができることとされている（67条の2第2項）。
- 3 ○ 先にした納税申告により納付すべき税額に不足額がある場合において、当該納税申告に係る貨物の**輸入の許可前**にする**修正申告**は、当該納税申告に係る書面に記載した税額を**補正**することにより行うことができることとされている（7条の14第2項）。
- 4 × 保税地域に蔵置されている外国貨物の輸入申告の前に、通関業者が当該貨物の関税定率法別表の適用上の所属区分を確認するため、当該保税地域において当該貨物を消費した場合には、当該通関業者がその消費の時に当該貨物を**輸入するものとみなされる**（2条3項）。
- 5 × 本邦に本店又は主たる事務所を有しない法人が輸入申告を行おうとする場合には、税関事務管理人を選任し、税関関係手続等に係る税関長にその旨を届け出なければならないが、税関事務管理人は**通関業者でなければならない旨の規定はない**（95条2項、施行令84条1項）。

第11問 正解 1, 3

- 1 ○ 特例輸入者が特例申告を行う場合は、当該特例申告に係る貨物で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、**当該許可の日の属する日の翌月末日までに**当該許可をした税関長に提出しなければならない（関税法7条の2第2項）。
- 2 × 特例輸入者が貨物を保税地域に入れて輸入の許可を受けようとする場合において、当該貨物に係る輸入申告を電子情報処理組織（N A C C S）を使用して行う場合には、**いずれかの税関長**に対して輸入申告をすることができる（67条の19）。
- 3 ○ 関税法の規定に違反して**通告処分**を受け、その通告の旨を履行した日から**3年を経過していない者は**、特定輸出者の承認を受けることができない（67条の6第1号イ）。
- 4 × **特定輸出申告制度は、以下の貨物については適用することができない**（67条の3第1項、施行令59条の8）。
 - (1) 輸出貿易管理令別表第1の一の項の中欄に掲げる貨物（銃、砲その他の兵器）
 - (2) 輸出貿易管理令別表第4に掲げる国又は地域（イラン、イラク、北朝鮮）を仕向地として輸出される貨物であって、経済産業大臣の許可又は承認を必要とするもの
 - (3) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条1 a に規定する輸出される資材、需品又は装備
- 5 × 特例輸入者に係る**特例申告貨物**については、**輸入申告と納税申告とが分離**して行われるため、その貨物の課税価格の総額が20万円を超える場合であっても、**輸入申告の際に**、当該貨物が当該経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるものであることを証明した又は申告する書類を税関長に提出する必要はない。

第12問 正解 3, 4

- 1 × 修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から1年以内に輸入される貨物について、関税定率法11条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の規定により関税の軽減を受けようとする場合に、当該貨物の輸入申告を、当該貨物の輸出者の名をもってしなければならない旨の規定はない。
- 2 × 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者が別送して輸入する家具について、関税定率法14条（無条件免税）の規定により関税の免除を受けて輸入した場合において、輸入の許可の日から2年以内に売却しても、その免除を受けた関税は徴収されない（定率法14条）。
- 3 ○ 国際的な運動競技会で使用するために関税定率法17条1項（再輸出免税）の規定により関税の免除を受けて輸入した物品について、当該運動競技会後に地方公共団体が経営する学校に寄贈し当該学校において教育のために使用される場合であって、同法20条の3第1項（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）に規定する税関長の確認を受けたときは、その免除を受けた関税は徴収されない（定率法20条の3第1項）。
- 4 ○ 本邦にある外国の大使館の公用品として、関税定率法16条1項（外交官用貨物等の免税）の規定により関税の免除を受けて輸入された自動車について、当該大使館の一等書記官の自用品として譲渡する場合には、その免除した関税は徴収されない（定率法施行令27条1号、定率法基本通達16-2(1)）。
- 5 × 関税を納付して輸入された貨物のうち、数量が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められるものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものについて、その輸入の許可の日から2年を経過した後に戻し税の適用があることを知った場合に、関税定率法20条1項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定による関税の払戻しを受けることができる旨の規定はない。

第13問 正解 1, 3, 5

- 1 ○ 輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他運送に関連する費用は課税価格に算入することとされており、「その他当該運送に関連する費用」には、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に含まれていない限度において、**輸出国において要したコンテナ・サービス・チャージが含まれる**（定率法基本通達4-8(5)ハ）。
- 2 × 売手が権利を所有する意匠が実施されているおもちゃの原型が輸入された場合において、買手が当該売手に対して、当該原型の代金とは別に当該原型を使用して同じおもちゃを本邦において製造する権利の対価を支払っているときは、当該対価は当該原型の課税価格に**含まれない**（4-13(5)ニ）。
- 3 ○ 委託販売契約ではない輸入貨物の輸入取引の条件として、買手による当該輸入貨物の再販売に係る収益の一部を買手が売手に支払う取決めがなされている場合において、**当該売手に支払う当該収益の一部の額が明らか**なときは、当該収益の一部の額は当該輸入貨物の課税価格に**含まれる**（定率法4条1項5号）。
- 4 × 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により売手に無償で燃料が提供された場合において、当該燃料が当該輸入貨物の生産の過程で消費されたときは、当該燃料に要する費用の額は当該輸入貨物の課税価格に**含まれる**（定率法4条1項3号ハ、基本通達4-12(3)）。
- 5 ○ 関税定率法4条1項1号に規定する輸入港までの運賃等は、輸入貨物（同法4条の6第1項（航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例）に規定する貨物に該当するものを除く。）の運送が、当該輸入貨物の運送契約成立の時以後に、輸出者又は輸入者の責めに帰し難い理由に起因して当該契約に基づく運送方法及び運送経路以外の方法及び経路で運送されたことにより、当該輸入貨物の実際に要した当該輸入港までの運賃等の額が当該輸入貨物の通常必要とされる当該輸入港までの運賃等の額を**著しく超える**ものである場合には、**当該通常必要とされる当該輸入港までの運賃等とすること**とされている（定率法施行令1条の5第1項、基本通達4-8(8)イ）。

第14問 正解 1, 3

- 1 ○ 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券により運送されたものを輸出する場合において、当該貨物が**輸出貿易管理令別表1の1の項の中欄に掲げる貨物**に該当するときは、経済産業大臣の輸出の許可を許可を受けることを**要する**（輸出令4条1項1号）。
- 2 × 本邦から輸出された貨物を本邦で修理するために輸入し、当該修理を行った後に再輸出する場合には、その再輸出が**無償**で行われる場合に限り、経済産業大臣の輸出の許可を受けることを**要しない**（4条1項1号ホ）。
- 3 ○ 経済産業大臣の輸出の承認の有効期間は、その承認をした日から6月であるが、経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、当該承認について、**6月と異なる期間を定め、又はその有効期間を延長することができる**（8条）。
- 4 × 国際郵便により送付され、かつ、受取人の個人的使用に供される身廻品を輸出しようとする場合において、その貨物が**輸出貿易管理令別表2の1の項の中欄に掲げるダイヤモンド**であるときは、経済産業大臣の輸出の承認を受けることを**要する**（4条2項2号イ）。
- 5 × 原産地を誤認させるべき貨物のうち、仮に陸揚げした貨物であって、「MADE IN JAPAN」又はこれと類似の表示を付した外国製のものを輸出しようとする場合には、**常に**経済産業大臣の輸出の承認を受けることを**要する**（輸出令別表2の44の項に基づき、経済産業大臣が指定する原産地を誤認させるべき貨物、経済産業省告示56号）。

第15問 正解 2, 4, 5

- 1 × 税関長は、風俗を害すべき書籍に該当する貨物で輸入されようとするものについて、当該貨物を輸入しようとする者に対して、当該貨物が**風俗を害すべき書籍に該当する旨を通知**しなければならない（関税法69条の11第1項7号、3項）。積戻しを命ずることはできない。
- 2 ○ 税関長は、**認定手続を経た後**でなければ、回路配置利用権を侵害する物品で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又はこれを輸入しようとする者にその旨を命ずることができない（69条の11第1項9号、69条の12第1項）。
- 3 × 税関長は、**爆発物又は火薬類**に該当する貨物で輸入されようとするものを**没収して廃棄**することができる（69条の11第1項第3号、4号、2項）。
- 4 ○ 覚醒剤取締法に規定する**覚醒剤原料**は、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除き、輸入してはならない貨物に**該当する**（69条の11第1項1号）。
- 5 ○ 郵便切手及び郵便切手以外の郵便に関する料金を表す証票の**模造品**は、郵便切手類模造等取締法の規定により総務大臣の許可を受けて輸入するものを除き、輸入してはならない貨物に**該当する**（69条の11第1項6号）。

【択一式】

第16問 正解 2

- 1 ○ 関税定率法10条2項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定による関税の払戻しが、当該払戻しを受ける者の申請に基づいて過大な額で行われた場合には、国税徴収の例により、その過大であった部分の金額に相当する関税額について、**当該関税の払戻しを受けた者が納める義務を負う**（関税法13条の2）。
- 2 × 本邦と外国との間を往来する船舶の乗組員がその携帯品である外国貨物を輸入する前にその個人的な用途に供するため使用した場合には、当該行為は輸入とみなされず、**納税義務は発生しない**（関税法2条3項、施行令1条の2第2号）。
- 3 ○ 税関長からの検査が終了した旨の通知に係る郵便物が、名宛人に交付される前に**亡失し**、又は**滅却**されたときは、当該郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除き、**日本郵便株式会社**がその関税を納める義務を負う（関税法76条の2第1項）。
- 4 ○ 指定保税地域にある外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）が亡失し、又は滅却されたときは、当該外国貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除き、**当該外国貨物を管理する者**がその関税を納める義務を負う（41条の3、45条）。
- 5 ○ 税関長に届け出て税関空港と保税地域との相互間を外国貨物のまま運送された郵便物（輸出されるものを除く。）が発送の日の翌日から起算して7日以内に運送先に到着しないときは、当該郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除き、**その届出をした者**がその関税を納める義務を負う（65条の2第1項）。

第17問 正解 3

- 1 × 納税申告が必要とされている貨物についてその輸入の時までに当該申告がないとして、当該貨物に係る課税標準又は納付すべき税額の決定を受けた者は、当該決定により納付すべき税額に**不足額**があるときは、当該決定について更正があるまでは、当該決定に係る課税標準又は納付すべき税額を**修正する申告をすることができる**（関税法7条の14第1項）。納付すべき税額が過大である場合には、修正申告をすることはできない。
- 2 × 関税法73条1項の規定により輸入の許可前における貨物の引取りに係る税関長の承認を受けた者は、当該承認の日の**翌日から起算して5年**を経過する日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日までの間に限り、その貨物の納税申告に係る課税標準又は**納付すべき税額**につき更正をすべき旨の請求をすることができる（7条の15第1項）。
- 3 ○ 特例申告をした者は、当該申告に係る納付すべき税額の計算に誤りがあったことにより、当該申告により納付すべき税額が過大である場合には、当該申告に係る**特例申告書の提出期限から5年以内**に限り、税関長に対し、その申告に係る納付すべき税額につき更正をすべき旨の請求をすることができる（7条の15第1項）。
- 4 × 税関長は、納税申告に係る貨物の関税の納付前にする更正であって、課税標準又は納付すべき税額を**減額**するものに限り、更正通知書の送達に代えて、当該納税申告をした者に当該納税申告に係る書面に記載した納付すべき税額を**是正**させ、又はこれを是正してその旨を当該納税申告を行った者に通知することによってすることができる（7条の16第4項）。増額する場合は是正をすることはできない。
- 5 × 税関長は、納税申告が必要とされている貨物について、その輸入の時までに当該申告がない場合であって、その調査により、当該貨物に係る納付すべき税額を決定した場合に、その決定した納付すべき税額が**過大又は過少**であることを知ったときには、当該決定に係る納付すべき税額を更正する（7条の16第2項、3項）。

第18問 正解 5

- 1 ○ 関税法9条の2第1項の規定により、関税の納期限の延長を受けようとする輸入者は、その関税額に相当する額の担保を提供しなければならないが、災害その他やむを得ない理由により、その延長された納期限について同法2条の3の規定により更に延長を受けようとするためには、**追加の担保を提供する必要がある旨の規定はない**（関税法2条の3、施行令1条の4）。
- 2 ○ 関税法9条の6第1項に規定する納付受託者が、関税を納付しようとする者から納付の委託を受けた関税を納付期日までに完納しないときは、税関長は、その関税を当該納付受託者から徴収することとされているが、当該納付受託者に対して滞納処分をしてもなお**徴収すべき残余がある場合には、その残余の額について当該関税に係る納税者から徴収することができる**（9条の7第4項）。
- 3 ○ 関税の担保として税関長が確実と認める保証人の保証を提供しようとする者は、保証人の保証を証する書面を税関長に提出することとされており、当該書面は、当該保証人（法人である場合にあっては、当該保証人の代表者）の**記名押印があるものでなければならない**（基本通達9の11-6(7)）。
- 4 ○ 関税の徴収権の時効については、その**援用を要せず、また、その利益を放棄することができない**（関税法14条の2第2項、国税通則法72条2項）。
- 5 × 保税展示場の許可の期間の満了の際に当該保税展示場にある外国貨物が、税関長が定めた期間内に搬出されないときは、税関長は、**当該保税展示場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する**（関税法62条の6第1項）。

第19問 正解 4

- 1 × 経済連携協定の規定に基づき我が国の原産品とされる貨物を当該経済連携協定の締約国に輸出しようとする者は、当該貨物の輸出申告の際に、当該貨物が我が国の原産品であることを証明した又は申告する書類を税関長に提出しなければならない旨の**規定はない**。
- 2 × 船舶により輸出される貨物についての輸出申告書に記載すべき当該貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格とすることとされているが、当該貨物が無償で輸出される場合にあつては、当該貨物が**有償で輸出されるものとした場合の本船甲板渡し価格**とする（関税法施行令59条の2第2項）。
- 3 × 輸出申告は、**保税地域に搬入する前**に行うことができる（関税法67条の2）。
- 4 ○ 税関長は、特定輸出者から特例輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すべき旨の申請があつたときは、当該特例輸出貨物が外国貿易船又は外国貿易機に積み込まれるまでの間に当該許可を**取り消すことができる**（67条の4第2項）。
- 5 × 貨物を業として輸出する者は、輸出の許可を受けた貨物について当該貨物の品名、数量及び価格その他必要な事項を記載した帳簿を備え付け、当該許可の日の翌日から**5年間**保存しなければならない（94条2項、施行令83条2項、8項）。

第20問 正解 2

- 1 ○ 本邦に住所及び居所を有しない個人が貨物を輸入しようとする場合には、**税関事務管理人を定め、その定めた旨を税関長に届け出た上で、当該貨物の品名並びに数量及び価格（特例申告貨物以外の貨物については、課税標準となるべき数量及び価格）**その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、**輸入の許可を受けなければならない**（関税法67条、95条）。
- 2 × 課税標準となるべき価格が20万円を超える郵便物であつて**寄贈物品**に該当するものを輸入しようとする者は、税関長に**輸入申告を行う必要はない**（76条1項）。
- 3 ○ **特例委託輸入者**は、輸入しようとする貨物を**保税地域に入れる前に、電子情報処理組織（N A C C S）**を使用して当該貨物に係る**輸入申告**を行うことができる（67条の2第3項3号、施行令59条の6第3項）。
- 4 ○ 税関長は、原産地について**誤認を生じさせる表示**がされている外国貨物については、**輸入を許可しない**（71条1項）。
- 5 ○ はしけに積み込んだ状態で輸入申告をすることが必要な貨物を輸入しようとする者は、**税関長の承認**を受けて、**当該はしけの係留場所**を所轄する税関長に対して輸入申告をすることができる（67条の2第2項）。

第21問 正解 3

- 1 ○ 外国貨物の移動が同一開港又は同一税関空港の中で行われる場合には、当該外国貨物は、**保税運送の承認を受けることなく外国貨物のまま運送することができる**（関税法基本通達63-3(1)イ）。
- 2 ○ 税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、**1年の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して承認することができる**（関税法63条1項、施行令53条の2第1項）。
- 3 × 保税運送の承認を受けて運送された外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）がその指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、**運送の承認を受けた者から、直ちにその関税が徴収される**（関税法65条1項）。
- 4 ○ 税関長は、保税運送の承認をする場合において必要があると認めるときは、税関職員に当該承認に係る貨物の**検査をさせ**、また、関税額に相当する**担保を提供させることができる**（63条2項）。
- 5 ○ 税関長は、保税運送の承認をする場合においては、相当と認められる運送の期間を指定しなければならないこととされており、その指定後災害が生じたため必要があると認めるときは、その指定した期間を**延長することができる**（63条4項）。

第22問 正解 2

- 1 ○ 加工のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から**1年以内に輸入**される貨物については、**本邦においてその加工をすることが困難**であると認められる場合には、関税定率法11条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の規定による関税の軽減を受けることができる（定率法11条）。
- 2 × 課税価格の合計額が**1万円以下**の物品については、当該物品が関税定率法の別表61.09項に掲げるTシャツ（ニット製衣類）である場合には、定率法14条18号（無条件免税）の規定を受けることは**できない**（14条18号、施行令16条の3第8号）。
- 3 ○ 博覧会への**参加者**が当該博覧会の会場において観覧者に無償で提供をする**博覧会の記念品**で輸入され、その輸入の許可の日から2年以内に当該記念品以外の用途に供されないものについては、関税定率法15条1項（特定用途免税）の規定による関税の免除を受けることができる（定率法15条1項5号の2のロ）。
- 4 ○ **国際的な運動競技会**において使用される物品で輸入され、その輸入の許可の日から**1年以内に輸出**されるものについては、関税定率法17条1項（再輸出免税）の規定による関税の免除を受けることができる（17条1項7号の2）。
- 5 ○ 本邦から出漁した本邦の船舶内において、本邦から出漁した**本邦の船舶によって外国で採捕された水産物を原料として製造して得た製品**で、輸入されるものについては、関税定率法14条の3第1項（外国で採捕された水産物等の減税又は免税）の規定による関税の免除を受けることができる（14条の3第1項）。

第23問 正解 3

- 1 × 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で直接に提供され、当該輸入貨物に組み込まれているラベルであって、**我が国の法律に基づき表示することが義務付けられている事項のみが表示**されているものに要する費用の額は、当該輸入貨物の課税価格に**含まれない**（定率法基本通達4-12(1)）。
- 2 × 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で直接に提供された役務に要する費用のうち、当該輸入貨物の生産に必要とされた技術であって、**本邦において開発されたものに要する費用の額は**、当該輸入貨物の課税価格に**含まれない**（定率法4条1項3号ニ、施行令1条の5第3項）。
- 3 ○ 本邦において開催されるオークションにおける**委託販売**のためにその委託販売契約の委託者により輸入される貨物は、**輸入取引によらない輸入貨物**に該当し、関税定率法4条1項に規定する課税価格の決定の原則に基づき当該輸入貨物の課税価格を決定することが**できない**（基本通達4-1の2(1)ロ）。
- 4 × 関税定率法4条の3の規定により輸入貨物の課税価格を決定する場合に、当該輸入貨物の製造原価によって課税価格を計算できないときに限り、当該輸入貨物又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格に基づき課税価格を計算する旨の**規定はない**。
- 5 × 輸入貨物が航空機により運送された**無償の見本**であって、その航空機による運賃及び保険料により計算した場合の課税価格が**20万円以下**のものについての輸入港に到着するまでの運送に要する運賃及び保険料は、航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料によるものとされている（定率法4条の6第1項、施行令1条の13第1項）。

第24問 正解 2

- 1 × 関税率表の解釈に関する通則 1 においては、関税率表の適用にあたっては、物品の所属は、**項の規定**及びこれに係る部又は類の注の規定に従うこととされている（通則 1）。部、類の規定に従う旨の規定はない。
- 2 ○ 関税率表の解釈に関する通則 2 (b)においては、二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、関税率表の解釈に関する**通則 3 の原則に従って決定**することとされている（通則 2 (b)）。
- 3 × 関税率表の解釈に関する通則 3 (b)においては、混合物であって、関税率表の解釈に関する通則 3 (a)の規定により所属を決定することができないものは、**当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素 から成るもの**としてその所属を決定する（通則 3 (b)）。
- 4 × 関税率表の解釈に関する通則 4 においては、通則 3 までによりその所属を決定することができない物品は、当該物品に**最も類似する物品が属する項**に属することとされている（通則 4）。
- 5 × 関税率表の解釈に関する通則 6 においては、項のうちのいずれの号に物品が属するかについて、**関係する部又は類の注も適用**することとされている（通則 6）。

第25問 正解 5

- 1 × 輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目の貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の輸入について経済産業大臣の輸入割当てを受けた後、経済産業大臣の**輸入の承認を受けなければ、当該貨物を輸入することができない**（輸入令9条1項）。
- 2 × 経済産業大臣の輸入割当ては、貨物の数量により行なうが、貨物の数量により輸入割当てを行なうことが困難であり又は適当でない場合には、**貨物の価額により行なうことができる**（9条2項）。
- 3 × 経済産業大臣の輸入の承認を受けた者は、その輸入承認証を必要としなくなった場合に、当該輸入承認証を経済産業大臣に提出しなければならない旨の**規定はない**。
- 4 × 経済産業大臣の輸出の承認を受けて本邦から輸出された後、無償で輸入される貨物であって、その輸出の際の性質及び形状が変わっていないものであれば、当該貨物が有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に定める有害廃棄物に該当する場合であっても、経済産業大臣の**輸入の承認を受ける必要はない**（14条1号、別表第1の17号の2）。
- 5 ○ 船舶又は航空機により輸出した貨物であって、**当該船舶又は航空機の事故のために積み戻したものを輸入する場合**には、当該貨物が経済産業大臣の輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目に該当するときであっても、経済産業大臣の**輸入の割当てを受けることを要しない**（14条1号、別表第1の18号）。

第26問 正解 2

- 1 ○ 関税法又は他の関税に関する法律の規定による**税関長の処分に不服**がある者は、**再調査の請求をすることができる**（関税法89条）。
- 2 × 関税の確定又は徴収に関する**処分の取消しの訴え**は、当該処分についての審査請求に対する**裁決を経た後**でなければ、提起することができない（93条1号）。
- 3 ○ 税関長が輸入されようとする貨物のうちに**特許権を侵害する物品に該当する貨物があると認定**して、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨及びその理由を通知した場合において、当該通知の取消しの訴えを行おうとする者は、当該通知についての**審査請求に対する裁決を経ることなく**、当該取消しの訴えを**提起することができる**（93条）。
- 4 ○ 税関長が輸入されようとする貨物のうちに**児童ポルノに該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるとして**、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨及びその理由を**通知**した場合において、当該通知の取消しの訴えを行おうとする者は、当該通知についての**審査請求に対する裁決を経た後**でなければ、当該取消しの訴えを**提起することができない**（93条2号）。
- 5 ○ 財務大臣は、関税法の規定による税関長の処分について審査請求があった場合において、その審査請求人から**関税等不服審査会への諮問を希望しない旨の申出**がされているときは、当該審査請求に参加する者から当該諮問をしないことについて反対する旨の申出がされている場合を除き、**当該諮問をすることを要しない**（91条1号）。

第27問 正解 1

- 1 × 輸入された貨物について、その輸入者が、関税法105条1項（税関職員の権限）の規定による税関職員からの当該貨物についての書類の提示の要求に対し、正当な理由なく当該書類を提示しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に**処せられる**（関税法105条6号、114条の2第17号）。
- 2 ○ 関税法23条1項（船用品又は機用品の積み込み等）に規定する税関長の承認を受けないで外国貨物である機用品を本邦と外国との間を往来する航空機に積み込んだ者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に**処せられることがある**（関税法23条1項、114条の2第7号）。
- 3 ○ 関税法109条（輸入してはならない貨物を輸入する罪）の犯罪行為の用に供した船舶については、当該船舶がその犯人以外の所有に係り、かつ、その所有する者が、その犯罪が行われた後、その情を知らないで当該船舶を取得したと認められるときは、**没収されることはない**（118条1項）。
- 4 ○ 関税法67条（輸出又は輸入の許可）の輸入申告に際し、通関業者が偽った申告をし、貨物を輸入することとなった場合には、当該偽った申告をした通関業者は、関税法に規定に基づき**罰せられることがある**（111条1項2号、2項）。
- 5 ○ 関税法32条（見本の一時持出）に規定する税関長の許可を受けないで保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出した者については、その一時持出しを行った後に当該外国貨物を保税地域に戻した場合であっても、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に**処せられることがある**（115条の2第6号）。

第28問 正解 3

- 1 × 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として他人の依頼に応じて税関官署に対してする輸入申告書の提出を電子情報処理組織（N A C C S）を使用して行う場合において、その申告の入力の内容を通関士に審査させるときは、当該内容を紙面又は入出力装置の表示装置に出力して行うものとする（N A C C S法施行令6条）。
- 2 × 関税法98条1項の規定による開庁時間外の事務の執行の求めに関する届出は、電子情報処理組織（N A C C S）を使用して行うことができる（N A C C S法施行令別表47）。
- 3 ○ 関税暫定措置法施行令27条1項の規定による関税暫定措置法8条の2第1項の特恵関税に係る原産地証明書の提出は、電子情報処理組織（N A C C S）を使用して行うことができる（N A C C S法施行令別表72の3）。
- 4 × 通関業法4条1項の規定による通関業の許可申請書の提出は、電子情報処理組織（N A C C S）を使用して行うことができる（別表93の4）。
- 5 × 家畜伝染病予防法38条の2第1項の規定による動物検疫所に対する動物の輸入に関する届出は、電子情報処理組織（N A C C S）を使用して行うことができる（N A C C S法2条2号ニ、施行令1条4項5号）。

第29問 正解 1

- 1 × 税関長は、輸出されようとする貨物のうちに意匠権を侵害する貨物があると思料するときは、当該外国貨物が意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続をとらなければならない（関税法69条の2第1項3号、69条の3第1項）。仮陸揚げされた貨物は対象ではない。
- 2 ○ 税関長は、輸出されようとする貨物のうちに特許権を侵害する物品に該当する貨物があると思料する場合に、当該特許権に係る輸出差止申立てが行われているときは、当該貨物が特許権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続をとらなければならない（69条の3第1項）。
- 3 ○ 税関長は、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる（69条の8第1項）。
- 4 ○ 税関長は、輸出してはならない貨物に係る認定手続を執った場合において、当該認定手続が執られた貨物が商標権を侵害する物品に該当する又は該当しないと認定した旨の通知をする前に、当該貨物が輸出されないこととなったときには、当該貨物に係る商標権者に対し、当該貨物が輸出されないこととなった旨を通知するものとされている（基本通達69の3-1-8）。
- 5 ○ 著作権者が、自己の著作権を侵害すると認める貨物について、税関長に対し、輸出差止申立てを行う場合において、当該輸出差止申立てが効力を有する期間として当該著作権者が希望することができる期間は4年以内に限ることとされている（施行令62条の3第5号）。

第30問 正解 1

- 1 × 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えるおそれがある事実がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、不当廉売関税を課することができる（関税定率法8条1項）。
- 2 ○ 政府は、関税定率法8条5項の規定による調査が開始された日から60日を経過する日以後において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物の正常価格と推定される価格と不当廉売価格と推定される価格との差額に相当する額と同額以下の暫定的な関税を課することができることとされている（8条9項1号）。
- 3 ○ 関税定率法8条1項の規定により、不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与える事実がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、関税率表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の不当廉売関税を課することができることとされている（8条1項）。
- 4 ○ 関税定率法8条2項に規定する暫定措置がとられていた期間内に輸入された貨物について課することができる不当廉売関税は、当該不当廉売関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとされている（8条3項）。
- 5 ○ 政府は、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うこととされている（8条5項）。